

## 平成25年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

平成25年9月10日（火曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第57号議案から第63号議案まで及び報第9号から報第11号まで

質 疑

委員会付託

[ただし、第62号議案及び第63号議案並びに報第9号から報第11号までを除く。]

日程第2 決算審査特別委員会の設置及び委員選任

委員会付託

[第62号議案及び第63号議案]

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（20名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 土 谷 信 也 |
| 2 番  | 近 藤 紀 男 |
| 3 番  | 成 重 博 文 |
| 4 番  | 安 達 隆   |
| 5 番  | 山 田 秀 夫 |
| 6 番  | 松 本 博 彰 |
| 7 番  | 中山田 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 徳 久 |
| 9 番  | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力   |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄   |
| 19 番 | 徳 永 浄   |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	清 水 栄 二
庶務係 長	次郎丸 浩 一
議事係 長	岩 本 力
主 任	西 田 巨 樹

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	

市参事兼税務課長	安 東 良 介
市参事兼建設課長	甲 斐 智 光
総務課 長	筒 井 正 之
財政課 長	佐 藤 之 則
企画情報課 長	安 藤 隆 治
地域活力創造課 長	河 野 真 一
市民課 長	藤 重 深 雪
保険年金課 長	山 田 真 一
子育て・健康推進課 長	佐 藤 清
ウェルネス推進課 長	植 田 克 己
環境課 長	伊 南 富 士 子
商工観光課 長	榎 本 久 光
農林振興課 長	安 田 祐 一
農地整備課 長	大 力 雅 昭
上下水道課 長	都 甲 賢 治
福祉事務所 長	中 尾 勉
地域総務二課 長兼水産・地域産業課 長	川 口 達 也
	後 藤 三 利
消 防 長	後 藤 勲
総務課 課長補佐兼総務法規係 長	
	水 江 和 徳
総務課 広報担当官兼秘書広報係 長	
	都 甲 さおり

### 教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育庁総務課 長	渡 邊 和 幸
教育庁学校教育課 長	小 川 匡

○議長（河野正春君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第1、第57号議案から第63号議案まで及び報第9号から報第11号までを一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。質疑及び

9月10日

質問に関連して20番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたのでご了承願います。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。

通告に基づいて、順次質疑をいたします。時間の関係で最初57号議案、これは補正予算なんですけれども、この1と2はもう取り下げます。

3番目ですね、豊後高田手打ちそばの普及事業として、今回また新たに補正されているんですけれども、そばの消費拡大に力を入れようということなんですけれども、この事業によってどれだけの量、あるいは金額が事業効果を上げるっちゅうんですか、消費拡大につながるというように見込まれているのか、簡単に説明してください。

次は、農業振興の関係で、そばには力を入れているんですけれども、今回、農業遺産に選ばれたということもあって、今回また、推進協議会に負担金という形で3回目の予算が提案されておりますけれども、普通この種のものというのは、もう負担金とか言うたら、1回であるべきじゃないかと思うんですけどね。たまには、それは追加ということもあるけど、追々加になりましたのでね、その辺の要因は何なのか。

それに関連で、今回のこの国東半島・宇佐の関係で世界農業遺産に選ばれたということで、今後この全国で3番目に選ばれたこのことを、今後の高田の発展というんですか、例えば、しいたけ生産者など関係者、あるいは田染荘などの観光面においても、相当波及効果があると思うんですけれども、今後どう生かしていこうとしているのか、ちょっと構想があれば明らかにしてもらいたいと思います。

次が、60号議案が、犬田と城台の団地の建設に伴う定住対策として取り組んでいこうということで、条例が早々と提案されたわけでありましてけれども、その中で何点か聞きますが、一番やっぱり関心事は、その団地にそこで住みつこうという方々が、どれだけの単価で入れるかということは、やっぱり注目される所ですね。

真玉の大村団地が、今まだ売れ残りがかなりありますけれども、たしか坪3万円だったと思うんです。

今回、この玉津団地と犬田団地では、安いところ

で坪3万円、犬田の高いところで4万2,000円というように4ランクに分かれてるわけなんですけれども、これが分譲で譲渡するだけじゃなくて、貸し付けをやろうと。20年分料金を払えば、あと譲渡できますよという制度ですよ。これも注目される所なんですけど、これは坪で135円から高いところで191円という単価の条例になっておりますけれども、これが適正単価ということになったと思うんですけれども、その根拠をですね、こういう根拠でこれが適正なんだということを示してもらいたいと思います。

それから次が、この条例の第3条にあります、どういう方が分譲や貸し付けを受けられるかという資格要件についてですね、るる書いておりますけれども、2項目のところに「市長は必要があると認めたときには、これとは別に資格要件を定めることができる」とあるんですけれども、これはるるある以外のことで、どういうことが想定されるのか。これを議会で明確にしとったほうが、あとトラブルが起こらないでいいと思いますので、聞いておきます。

第6条についても、賃貸借の契約締結について、連帯保証人の関係で、これも特別な理由があるときには、それは保証人はないでいいですよという問題があります。

これは私どもよく市営住宅のお世話するときに、連帯保証人のことで非常に苦慮しまして、前は福祉事務所長になったという例、あるいは建設課長になったという例までも聞いておりますけれども、よそを調べてみたら、いや、もうそういう人については、保証人はないでいいよという市もありました。高田の場合、まだ原則2人なんです。

今度の、この団地の貸し出しにおいて、市長が認めれば、特別な場合には保証人が要らないというのはどういうときを指すのか、明らかにしてください。

それから、第16条で、建築工事の着工の時期や、居住する時期についてですね。着工は購入してから1年以内と。居住するのは2年以内でないといかんと書かれておるんですけれども、これも市長が特別な事情ということで認めた場合は、その限りでないとうたっておるんで、その場合どうなのかということをしてないと。けさも城台団地を見てきましたけれども、やはりどの位置がいいかと、やっぱり選ぶ人はよく選ぶと思うんですよ。

しかし、選んで購入したけれども1年以内に着工しないかんと。2年以内に居住せないかんとすると、

早くやるとしても云々というのもいろいろあると思うんですね。

だから、この要件で特別な事情ということはどういうことかとも、これは明確にしていけないかと思っではないかと思っ質問しております。

それから、これに関連する一般質問として、一つは自治会の問題があるんです。隣接はこちらからいったら、立畑、坂ノ上、向鍛冶屋とあります。それぞれの自治会でも関心事になって、今の高田の場合は、居住区域が決まってくなくて、どこでも本人が入ればどこでも入れる仕組みになっているので、そうなのかと。

じゃあ、立畑につく人もあっていい、坂ノ上についてもいい、向鍛冶屋についてもいいということなのか。

それとももう新しくできる団地は、六十何戸と市営住宅も建設するという事になったら100戸を超えようと思うんですけども、新しい自治区にするのか、もう関心事なんです。

これは売り出す以上は、もう売り出す前から明確にしておいた方がいいんじゃないかと。それも隣接の自治会ともよく協議をして、やっぱり今やっておくべきじゃないかと思うんです。それはどう考えているのか。

それから集会所の建設ですね。これを一番北の西側の、調整池のところにつくる予定なんですけれども、これをもう団地建設の条件で市がつくるのか、あるいは自治会でつくって市が何ぼか補助金を出すような制度でつくるとかということも関心事です。

これは基本的には、定住対策でやる以上は、市営住宅もできることですから、もう市の予算の中で、建設すべきでないかと思うんですけども、どう考えているのか。

それから、もう一点は、城台団地、犬田団地の集合団地の建設ですね。集合団地とは市営住宅と。市営住宅というのは、玉津団地の当初の予定では5階建てを建てる予定もありました。

でも今は、若手向けにつくるとなると、もうやっぱり一戸建てのほうが向いとるんじゃないかと思うし、しかし低家賃で入れる住宅になると高層建築のほうが安くてできるかなと思うんですけども、この辺はそれぞれの団地で、1階建てなのか2階建てなのか、一戸建てなのか、あるいは集合住宅なのか。それから、若手向けなのか、高齢者向けなのか、身体障がい者向けなのかですね。もうその辺、どうい

うようなことを、今検討して進めようとしているのか。

このことによっても、その隣接地をそこに入ろうという方々についても、関心事になりますのでね。やはり皆さんに譲渡する前には、市民の前に明らかにすべきだと思いますので聞いときます。

それから、何戸ぐらい建つのかね。実際、完成の時期は、いつから入居できるというようなことの市営住宅をつくらんと考えているのか、聞いときます。

次は62号議案。これは決算の議案なんですけれども、その成果説明の6ページに、国東半島芸術祭事業の事業効果が書かれておるんですけども。

この事業で約8,000万円の中で、高田が1,000万円の負担をしているわけなんですけれども。私も芸術家ではありませんで、芸術的には非常に弱いんですけども、何ぼ私たち素人が見ても、あれだけの事業で高田が1,000万円負担をするような事業効果が上がったんだらうかというのは、非常に疑問なんです。

だから、市民の皆様にも質の高い芸術文化に触れていただきながら、本市におけるさらなる文化振興と地域の活性化につなげていきたいということなんで、つながったかどうかというのは一つの、決算ですから、審議をする基準になると思うんですけども、市民にどういう効果が上がったんだと。これを今後、どういたしていこうとしているのか、説明してもらったらと思います。

次が、この決算の中で、生活保護費についてなんです。今も何人かの議員からもあるんです。マスコミが生活保護者バッシングと言われるぐらいに、やっぱり大都市ではひどい生活保護の不正受給がありましたね。マスコミで取り上げているだけに、高田でもそういう不正受給があるんじゃないかということに関心事があるけん、何で大石さん質問するんかえとなるんですけどね。

私は、やっぱり今大事な問題だと思いますのでね、高田において。ここに書いているのは、年間、生活保護費3億5,000万円余りなんですけれども、この生活保護扶助費について、これは不正受給はなかったと思うんですけども、この実態をどのように市長、分析しているのか、ちょっと説明してもらいたいと思います。

これで、関連一般質問がありますので、先にやりますと、生活保護者は今のところ表に出ている数では全国で約215万人ですね。史上最高になっています。

9月10日

豊後高田市の場合は、今資料で150世帯だったかいうぐらいでしょう。

実態としては、豊後高田の市民の所得が、生活保護基準以下の人が相当います。全国的にもおるんですけれども。しかし生活保護というのは、あくまでも申請制ですからね。申請して、市長じゃなくて、福祉事務所長が認めれば、生活保護を受給できる仕組みになっているんですよ。

申請しないために受けられない方もいっぱいおります。これも事実なんですけれども。人口に比較してみても、全国では人口比で1.6か1.7なんですけれども、高田の場合の生活保護者というのは、高田の人口比でいったら1%ないと思うんですけれども、どれぐらいあるというように認識をされているのか。

それから生活保護の基準単価は、現在法律で6段階に分かれておりますけれども、豊後高田の場合は、3級地の2なんです。6段階あるうちで一番低い、高田より低い生活保護級地は町村でもありません。

その上にこの8月から生活保護費が引き下げられることになりました。ことしだけじゃない、来年、再来年と3年間にわたって、さらに引き下げられるんですけれども。食料費や光熱費や被服費など、生活費の部分に当たる生活扶助費が平均で6.5、最大で10%の減になろうとしているわけです。

その中でも、子供さんを持っている家庭が一番大きいんですけどね。高田の場合、若干上がる場所も出てきます。

それで何をちょっと問題にしたいかというのは、生活保護基準を引き下げるということは、生活保護者の問題であるけれども、同時に全国民の問題なんです。高田の場合でいきましたも、今後年金や最低賃金や、あるいは住民用非課税基準や、就学援助の基準などなど、いろんな減免をしていますけど、減免基準というのは生活保護基準を基にしておりますから、影響するものが相当数出てくると思うんです。

国のほうでは、影響しないようにということで、県を通じて市町村にも通達を出しているんですけれども、生活保護が下がるということは、生活保護者も生活が厳しくなるけれども、同じ生活保護を受けてない市民でも、さらに貧困化につながるような事態になるんですよ。

だから日本弁護士連合会も挙げて反対運動をしておりますし、全国でいろんな団体が、この引き下げ

を撤回せよという運動を繰り返しているんですよ。

よって私は、この市民生活に影響する生活保護基準の引き下げを撤回をさせると。それから級地、全国6地域の中で一番低い地位にある高田の級地を引き上げていくということが大事な問題だと思うんですけれども、これも市長が政治力を発揮して、働きかけていただきたいと思いますけれども、どうなのかですね。

それから次が、決算の中のごみ処理の実績と、リサイクル化についてなんです。

先日の大分合同新聞に、その前の年の、県下のごみ処理状況が、ランクが発表されましたね。それを見まして、高田の場合、ごみゼロ運動ということで随分こう市民一体となって取り組んでいる割に、ごみが減量化できていないと。

問題なのは、リサイクルの問題ですね。我々日本共産党は、もうかねてから減量化というのはリサイクル化なんだと。資源ごみは資源ごみとして活用しようということ、もう20年前から主張してまいりましたけどね。

これを見まして、私、驚いたのは県下14の市の中で、由布と宇佐に次いで3番目、高田の場合、ごみの量のリサイクル率が低いんですよ。もう高いところと大幅に差があるわけなんです。

この要因をどう考えているのか。今後やっぱりごみ減量化ということになると、リサイクル化に特別力を入れるべきだと思うんですけれども、その辺の考え方。

次が勤労青少年ホームの実績についてですね。

成果説明書を見ましたら、今回は外れとるんですよ。今までずっと毎年、成果説明の中にこれだけ登録してありますよ。

実は前回のこの議会で、男性の登録者がゼロということは何事ですかという質問をしたんですよ。やっぱり市が婚活を進めるということになると、私は婚活、婚活と言って特別に力を入れるのもいいけれども、市全体で勤労青年が高田の中核工業団地など工業団地で働いておって、宇佐、中津や杵築と、他市からも随分働きにきているわけやから、そういう方々が帰りに勤労青少年ホームを使っているんな自分たちのニーズに合う形での、趣味を生かした形の教室や講座を設けるとか、あるいは体育館もあるわけやから、体育館を使ってスポーツ振興をやれば、自然と恋愛も生まれて結婚に結びつくと。そうなれ

ば非常に何ですかね、若い人が高田に今後居ついてもらう絶好の機会じゃないかと思うんですよ。

だから勤労青少年ホームそのものを、本来の目的に沿って、勤労者が土曜日曜や、あるいは仕事帰りに十分使えるように、やはり活用の見直しというのは、非常に大事な課題と思うんですよ。その辺どう考えているのかですね。

最後に、就学援助についてですね。

議案質疑の最後は、就学援助についてなんです。これは資料をもらいまして、高田の場合、だんだん生徒数に対する就学援助の受給者の割合がふえてきておるんですけどね。よそ、東京とか大阪に比べたら問題になりません。まだまだ半分以下ですけどね。

よってこれは市町村が基準を定めれば、どうでもできる仕組みになっているわけなんです。ところが問題なのは、この高田の場合、今度の決算での実績を見ますと、受給資格者というのはどういう基準になっているのか、一つ明らかにしてもらって、今生徒数の十何点何ぼだという、ちょっと出してもらいたいんです。

私は、今度生活保護基準が下がることによって、このいわゆる受給対象者が削られるっていうかね、除外されるおそれが出てくるわけなんです。それで国のほうはわざわざ通達を出して、今年度分の要保護者については、まるまる国が持つからそういうことをするなというふうに通達を出しておりますが、準要保護の場合はそうになってない。市町村が決めることになっていきますので、これ市町村が、教育長と市長が話し合っ、うちはここまできょうということならどうでもなる。県下でもまちまちなんですよ。だからその辺、どう考えているかね。

それから、この前、支給方法を振り込みなんだけども個人に振り込みじゃなくて、もうこの準要保護者については、もう給食代については、給食センターのほうに直接に振り込んだほうが得じゃないかという話をしたんですよ。

これもぜひもう手間暇、同じ振り込むなら個人に振り込んで、個人がまたやるたらね、個人が滞納しようと思ったら滞納できる仕組みになっているんですよ。そうじゃなくて、生活保護費が市営住宅でも家賃をぱっと市に振り込むと同じような方法を取れば、収納率100%になるわけですから、そうしてもらいたいと思うので、そうする考えがあるか。

それから最後に、一般質問で、この芸術祭との関係で、香々地庁舎が石川直樹写真展で活用されたん

です。私も1週間に1回は香々地に行っていますのでよく見るんですけども、随分工事費かけて展示場をつくりましたね。今もそのまま残っていますので、何か今後は、何かそういう活用方法をとるのかなと思ったら、全くそれは考えてないということなんですけれども。

以前はあの庁舎を企業に貸し出すんだと。テレビ、新聞が大きく取り上げましたね。

そのとき、私、総務委員会におりましたので随分議論しました。いろいろ工事費かけたけれども、実際に借りなかつたら大損することにならんかと。

それは工事費というのは新しいのつくったからですね。だけでも電気はそのままになっているようですよ。でも、これを今後どう活用するのかね。ちょっと明らかであれば、明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(河野正春君) 農林振興課長、大力雅昭君。

○農林振興課長(大力雅昭君) 第57号議案についてのご質疑のうち、豊後高田手打ちそば普及事業費について、お答えをいたします。

本事業につきましては、国の起業支援型地域雇用創造事業を活用して実施する事業であります。

事業実施期間は、来年1月から12月までの1年間を予定しています。

事業内容についてですが、手打ちそばにつきましては、これまでに市内の13店舗を認定し、市内のグルメ観光の目玉として、個人観光客を中心に食されてきました。一方で、観光バスで訪れる団体客や、行政視察、並びに観光等で市内の旅館やホテル等に宿泊される団体客につきましては、一定人数を超えた場合、個々の店舗では受け入れができないため、要望があった場合においても、手打ちそばの提供ができない現状でありました。こうした中で、本年7月12日にそば道場がオープンし、そば打ち指導に加え、手打ちそば麺を製造し、出荷できる設備が整いましたので、本事業によりそば打ち職人がいない飲食店や旅館等に、ご要望に応じ、手打ちそばを製造出荷する体制を整備するものであります。

本事業の実施により、玄そばベースで年間約8トンの地元消費の増加を見込んでおります。

今後につきましても、そばを中心とした地域の特産品を活用して、市の食の観光を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9月10日

○議長（河野正春君） 地域活力創造課長、藤重深雪君。

○地域活力創造課長（藤重深雪君） 議員ご質疑の第57号議案のうち、世界農業遺産推進事業負担金の、再追加補正予算と関連一般質問の、世界農業遺産の今後の取り組みについてお答えいたします。

世界農業遺産の推進につきましては、大分県、豊後高田市、宇佐市、国東市、杵築市、日出町、姫島村の7団体、農林水産にかかわる関係団体や有識者などで構成する国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会を中心として実施いたしております。

事務局は大分県でございます。

第1回定例会において、認定作業にかかる経費として33万3,000円。第2回定例会において、県内外への啓発活動にかかる経費として、169万9,000円を既にご承認いただき、世界農業遺産推進協議会へ負担いたしております。

さらに本定例会では、保全活動の支援、観光客、見学者の受け入れ体制の整備、地域間交流の促進、ブランド化に向けた取り組みの支援などにかかる経費として、165万5,000円の負担金を予算計上させていただいております。

世界農業遺産推進協議会の予算規模は、4,573万9,000円でございます。そのうち豊後高田市の負担額は368万7,000円となっております。

今回の認定で、田染荘を中心として豊後高田市も広く世界に向け情報発信されていることや、新たな魅力が加わったことで、イメージとともに知名度もこれまで以上に高まり、大きな効果があったと思っております。

今後におきましては、この認定を誇りとして関係団体と連携を図りながら、さらなる情報発信を行い、農業や特産品の付加価値を見出し、地域の活性化につなげてまいりたいと思っております。

次に第62号議案のうち、国東半島芸術祭事業の事業効果についてのご質疑にお答えいたします。

国東半島芸術祭事業は、平成27年春に予定されております県立美術館の開館に向け、県民の文化芸術に対する機運の醸成を図ることを主な目的として、平成23年度より大分県が中心となって進めている取り組みでございます。

平成24年度は、豊後高田市、大分県、国東市、ツーリズムおおいたで構成する、国東半島芸術祭協議会が実施主体となり、国東半島アートプロジェクト20

12を本市と国東市を舞台に、春と秋に分けて実施いたしました。

事業費につきましては、文化庁からの補助金3,793万8,956円、大分県2,000万円、豊後高田市、国東市からそれぞれ1,000万円の負担金。アーツツアー参加料など71万9,715円で、計7,865万8,671円でございます。

秋期はアーティストが空き家を活用して作品の展示だけでなく気持ちの共有、意見交換ができるような空間づくりを行うとともに、バスで移動しながらアーティストの演出を体験するアーツツアーを実施いたしました。

そして春期は、豊後高田市をメイン会場として、2月9日から3月17日の間で実施いたしました。

具体的には、旧香々地庁舎におきまして、今後の国東半島で展開されるアートや地域の活性化を考えるシンポジウム、気鋭の若手冒険写真家石川直樹氏の写真展、一般公募によるフォトコンテスト、長崎鼻にオノ・ヨーコ氏によるベンチ型の作品「見えないベンチ」や「念願の木」の設置。チェ・ジョンファ氏によるピラミッド型の作品「色色色」の設置など、香々地プロジェクトとして、多彩な事業を展開いたしました。

このように世界的アーティストの方々に、本市のプロジェクトにかかわっていただけるということは奇跡的なことでございます。

これも魅力ある豊後高田市での開催であったから可能になったともお聞きいたしております。全国規模のメディアにも多く取り上げられたこともあり、会期中は市内はもとより、福岡、関西、関東からの多くの見学者でにぎわったところでございます。

また、会期終了後に、長崎鼻で行われました菜の花フェスタも、駐車場に入るにも列ができるほどの人気でございましたし、現在も多くの方にお越しいただいております。

長崎鼻の作品につきましては、平成26年度に開催予定の、国東半島芸術祭に向けた作品の蓄積でございますので、今後におきましても多くの方にお越しいただけたらと思っております。

本事業は、地域の子供たちとのワークショップを開催するなど、市民の皆様にも質の高い芸術文化に触れていただきながら、本市における文化の振興と地域の活性化の一助となり、交流人口の増加など、観光面でも大きな事業効果があったものと思っております。

ます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは私のほうから第62号議案のうち、関連一般質問部分の市役所、旧香々地庁舎の活用計画についてお答えをいたします。

旧香々地庁舎につきましては、庁舎を活用しまして地元雇用などの地域の発展、活性化に貢献できる企業、団体等を対象に貸し付けの募集を行ってきているところであります。

昨年度、この旧香々地庁舎を会場に、国東半島アートプロジェクト2012の写真展が開催されました。これはその時点で企業等への貸し付け予定がなく、開催も短期間であったこと、また県と市が一体となって取り組む事業であったことなどから、貸し付けを行ったものでございます。

期間中、エアコンのほうが古くて利きが悪かったなど、シンポジウムの開催に支障を来すこととなってしまいました。

このようなこともありまして、この施設の貸し付けに当たっては、その活用目的に応じた設備の改修等も必要になってきようかと思えます。

そうしたことから、現時点では個人への貸し付けは考えておりませんが、今後につきましては企業等への貸し付けに加えまして、いろいろな方面での有効活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長（河野真一君） 大石議員の第60号議案についてのご質疑にお答えします。

まず別表第1、第2の住宅団地の貸し付け及び分譲単価の積算根拠についてお答えします。

価格の設定に当たりましては、まず第1に、子育て世代の若い人たちが購入することができるように、また早期の販売完了による定住促進を図ることから、城台団地、犬田団地とも、安価な単価設定としております。

まず城台団地につきましては、高田中学校に隣接し、保育園、小学校、高校にも近いという文教地区というメリットはございますが、北側斜面という条件の中で、どうしたら子育て世代の方々に住んでいただけるかということで、議論を重ねた結果、定住促進を進める観点を重視するとともに、居住環境を考慮しまして、北側の一番低い区画を坪3万円とす

るとともに、分譲区画面積を小さくして若い人たちが購入しやすいようにいたしました。そしてその次の区画を、坪3万5,000円、一番上の南側の最も条件のよい区画を、坪4万円と3段階に分けて設定したものであります。

犬田団地につきましては、既存の分譲宅地の販売価格が坪4万5,000円だったことや、城台団地とのバランス、そして城台団地と同じく、若い人たちに買ってもらえることなどを総合的に議論して、坪4万2,000円に設定したものであります。

また分譲地の貸し付け制度についてでございますが、これは若い人たちが住宅を建てやすいように、住宅建設にかかる初期投資を抑えるために設けたものでございます。このため貸付料の単価設定につきましても、若い人たちが利用しやすいようにという事で設定いたしました。

具体的には1平方メートル当たりの分譲価格を、240月で割った単価に、10%割り増した価格を設定いたしております。これは土地を一括購入する方との均衡を図るため、分譲単価よりは高くしておりますが、割り増し率を低く抑えております。

次に、貸し付け分譲についての資格要件についてでございますが、初めに今定例会に豊後高田市定住促進住宅団地の貸し付け及び分譲に関する条例をご提案した背景を申し上げたいと思えます。

通常、条例を制定するのは、その条例の対象となる施設等ができ上がる直前から半年ぐらい前が通例でありまして、今回の城台団地のように、1年半以上前に制定するのは異例でございます。

これは城台及び犬田団地を若い人たちに購入していただくためと、来年4月に予定されております消費税の増税にかかる駆け込み需要へ対応するため、早い時期からPRを開始したいので、団地の分譲及び貸し付けにかかる骨格部分の条例を、先行して制定したものでありまして、詳細な手続等を定めました規則、要綱等につきましては、今後作成する予定でございます。

したがいまして、現時点では、詳細な事項につきましては、決定しておりませんのでご了承いただきたいと思えます。

まず、議員ご質疑の条例第3条2項に規定をしております、「市長は必要があると認めるときは前項各号以外の資格要件を定めることができる」についてでございますが、現時点では確定しておりませんが、両団地とも若い人たちに住んでもらいたいとい

9月10日

うことから、年齢要件等も検討してまいりたいと考えております。

次に、条例第6条第3項に規定しております「市長は特別な事由があると認めるときは、前項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」の規定につきましても、現時点では、確定しておりませんが、購入または賃貸希望者の方が資格要件的には全く問題がないと思われるが、どうしても連帯保証人が一人しか確保できない場合等を想定したものでございます。

次に、建築工事の着手及び居住要件についてでございますが、条例第16条及び第7条もですが、第2項に規定しております「工事に着手できない、または居住できない事由を申し出なければならない」という規定についてでございますが、これにつきましても確定はしておりませんが、工事に着手できないという場合は、工務店の都合で着工がおくれた場合、そしてまた入居がおくれる場合としては、仕事の関係で入居がおくれる場合などが想定されます。

次に関連一般質問の城台団地の自治会の加入についてでございますが、城台団地につきましては、大規模な団地であること、また居住者の大多数がもともと地元に住んでいなかった人々になると思われることから、新たな自治会を設置した方が望ましいのではないかと考えておりますが、販売当初は戸数も限られるであろうことから、分譲地居住者の方々と、地元自治会の皆様のご意見を伺いながら、最もよい方法を検討してまいりたいと思っております。

次に城台団地の集会所の建設についてでございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、大規模な住宅団地となるため、団地内に集会所を建設する方向で現在検討しておりますが、現時点ではいつ建設するのかにつきましては、決定しておりません。

最後に、城台団地、犬田団地の集合住宅の建設計画につきましては、現時点では集合住宅の形態や入居対象者などについては、決まっておりますが、両団地とも造成工事が完了する平成27年度以降に、集合住宅の建設を予定しております。

しかしながら、少なくとも城台団地につきましては、特に子育て世代の方に住んでもらいたいということから、若者向け集合住宅の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 福祉事務所長、川口達也君。

○福祉事務所長（川口達也君） それでは第62号議案のうち、生活保護扶助費についてお答えいたします。

まず、議案部分での平成24年度の決算状況についてですが、生活保護費総額では3億5,552万2,000円となり、対前年度比で1,491万8,000円の増となっております。

主な要因といたしましては、生活保護費のうち、生活扶助費が941万5,000円、住宅扶助費が193万6,000円、介護扶助費が186万9,000円増加したことなどが挙げられます。

昨今の厳しい経済情勢や、雇用形態の変化により、生活保護受給者そのものの人数が増加してきたこと、それに伴いまして、借家やアパートなどへの入居者も増加したこと。そして、高齢の受給者がふえてきたことなどがその理由と考えております。

次に、関連一般質問部分のうち、本市の生活保護者の比率についてでございますが、本市の平成24年度末での人口に対する保護受給者の割合は、0.8%となっております。

次に今回の基準額変更にかかる他の制度等への影響、そして級地の取り扱いについてですが、今回の見直しに当たりましては、国においてもそれぞれの制度や趣旨、目的、実態等を考慮しながらできる限り影響を及ぼさないようにするという対応方針を示しておりますので、本市といたしましてもこの方針に沿う中で対処していきたいと考えております。

また生活保護における級地制度につきましては、最低生活保障の観点から全国の一般世帯の消費動向や地域の実情等を勘案し、生活保護基準に6つの区分による地域差を設けております。本市の級地の区分は、その6つの区分のうち、一番下位の区分が適用されておりますけれども、今回の基準額の見直しにおきまして、一番上位の区分の基準と、本市が適用されております一番下の基準の格差が22.5%から19.2%へ縮小されるなどの変更も、合わせて行われております。

本級地区分につきましては、全国規模で議論がされ決定されるものというふうと考えておりますので、社会保障審議会生活保護基準部会など、国における推移を今後とも注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） 第62号議案のうち、就学援助についてのご質疑にお答えいたします。

本市における就学援助につきましては、ご案内のように、前年中の所得が生活保護基準の1.2未満の世帯を対象要件に、経済的理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対しまして、学用品費、修学旅行費、学校給食費、また平成23年度からクラブ活動費、修学旅行費、学校給食費、PTA会費などが追加され、就学に必要な費用の援助を行っているところであります。

平成24年度につきましては、受給者総数237名で児童生徒総数の14.4%の方が支給を受けている状況であります。また、生活保護基準の引き下げによる影響はございますが、平成25年度は文部科学省からの通知により、従来どおりの生活保護基準で支給を行っているところであります。

次に就学援助の方の学校給食費の納入方法につきましては、議員の言われたように個人口座に入っているのが現状でありまして、課題があると思われまますので、今後、そのあり方についても考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 環境課長、榎本久光君。

○環境課長（榎本久光君） 第62号議案のうち、ごみ処理の実績とリサイクル化についてお答えします。

平成24年度のごみ処理の実績でございますが、ごみの総処理量につきましては、8,516トンでございます。内訳といたしまして、燃えるごみは7,487トンで、87.9%を占めており、燃えないごみは451トンで5.3%を占めております。資源ごみにつきましては、家庭から出されます資源ごみ377トンと資源回収団体が回収します資源ごみ201トンの、計578トンで6.8%を占めております。

またごみ清掃工場に持ち込まれました燃えるごみ、燃えないごみのうち、鉄、アルミ、びん類、蛍光管、乾電池、新聞、雑誌、段ボール、ペットボトルに分別し、ごみ清掃工場で再資源化を図っております。この再資源化量は377トンでございます。

次にリサイクル率についてでございますが、家庭から出されます資源ごみ、資源回収団体が回収しました資源ごみ、ごみ清掃工場で再資源化したごみの合計は955トンで、ごみの総処理量8,516トンから見ますとリサイクル率11.2%となっております。県下のリサイクル率の平均は、21.1%となっております。

本市のリサイクル率は平均を下回っております。

その要因といたしましては、同規模の市町村と比較しますと、家庭から出されます資源ごみの量が3分の1程度と少ないことと、燃えるごみの排出量が多いことが原因と考えられます。

全体のごみ排出量の87.9%を占めております燃えるごみには、生ごみが約3割、紙類が約4割を占めております。市内のごみ集積所を巡回する中で、燃えるごみの中にまだまだ資源化できるごみが混入している状況が見受けられます。

市民の皆様燃えるごみに含まれます生ごみの減量化と紙類の資源化の指導啓発が最も重要だと考えております。

今後の対策でございますが、本年度、生ごみの減量化と資源化の取り組みの一環として、市民の皆様一人当たり1日10グラムずつ燃えるごみを減らします「チャレンジマイナス10g」に取り組んでいただいております。

取り組みの内容といたしましては、水分の多い生ごみをもう一絞りしていただいて、生ごみの減量化を図ってもらうことと、資源ごみとして出されている新聞、チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック以外にも、資源化できる紙類があり、この紙類を総称して「雑がみ」と言いますが、この雑がみを資源ごみとして出してもらうこととでございます。

雑がみの分別につきましては、市民の皆様が取り組みやすいように分別内容を詳細に記載した、「雑がみ分別袋」を9月中旬に各家庭に配布するよう準備を進めております。

また家庭で生ごみの減量化ができるように、本年度、今まで取り組んでまいりました段ボールコンポストに加えまして、ベランダDEキョーロ、ダスクリーンくるくるの3種類の生ごみ処理機を市民の方々にモニターとなって試用していただいております。そのほか、畑地等で生ごみの処理をしますコンポスターを55台無料配布したところでございます。

環境課といたしましては、市報やホームページ、ケーブルテレビを活用いたしまして取り組み内容を詳細に紹介することはもちろんのこと、各会合に出向きまして、ごみの分別の徹底や、本市のごみの減量化の取り組みについて説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長（安田祐一君） 第62号議案のうち、

9月10日

勤労青少年ホームの利用実績についてお答えいたします。

現在、勤労青少年ホームにおきましては、幅広い年齢層に活用いただくために、子育て支援のおひさまひろばや、就労支援のハローワーク、高齢者の生きがい対策であるシルバー人材センターや小学生向けの学習講座、寺子屋昭和館などに活用いただいております。

そのほか各種サークル活動や団体等の研修会や集会、企業の面接などにも利用いただいております。利用効果も出ていると認識しております。

しかしながら勤労青少年ホーム事業の教養講座につきましては、茶道、着つけ、生け花、料理の4講座を開催しているところでございますけれども、全国的な流れと同様に、趣味や余暇の過ごし方の多様化などにより、利用者数については減少傾向がございます。

そういったことから、本年度、勤労青少年ホーム事業の教養講座の拡充のために、7月の市報において、若者が集えるような新たな教養講座の講師の募集を行ったところでございますが、ニーズにマッチするような応募がございませんでした。

そういったことから、今後も市民の皆さんの多様化するニーズにマッチするよう、施設全体的な利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 答弁が長過ぎるんですよね。だからあと4分ほどになりまして、もう非常に残念です。

あしたの一般質問は、もう答弁をもっと短く、簡潔にやってもらえませんか。状況説明は要りません。

よってですね、何点か明らかにしたいのは、芸術祭のことで、写真展石川直樹カメラマンに対して、この8,000万円のうちどれぐらいの予算を使っているのかね。

写真展についても、議員の皆さんにこう聞いてみましたけども、ほとんど行っていないという回答が、私が聞いた中ではありましたけどね。どれぐらいの写真展を見ているのかね。

それから無料バスを宇佐駅から運行していますが、どれぐらい利用したのか。

それから香々地である石の何ですかね、テーブルじゃなくて、石の何ですかね。ベンチですかね。石の

見えないベンチ。そういうもので、八千何万円のうち、高田でどれぐらいの予算を消化しているんですか。

それだけ予算で、事業効果があったかっちゃうのは、もう大事な点なんですよ。

市報を見ましても、市民にあるということの宣伝なんかほとんどない。結果の報告でも、ただモチまきしたという写真が1枚載っただけでしょう。これから見ても、これはちょっと相当公費の無駄遣いに当たるんじゃないかと思うんですが、市長、どう思いますか。

それからね、勤労青少年ホームについても、いろいろ今説明したでしょう。そんなこと聞いたんじゃないんですよ。

若い人がこれだけ勤労者が多いんだから、そこで勤労者の希望に応じたいろんな使い方を考えていけばね、定住対策につながるんじゃないかという指摘なんですよ。

多面的に使っているか使っていないか聞いているんじゃないんです。勤労青少年向けに使うようにもっと努力したらどうですかという質問に答えてないじゃないですか。

それから、就学援助について、今年度は文部省のとおり、何ら影響ないようにしているけど、来年に向けて、例えて、高田でいうならば生活保護基準が低いんだけど、生活保護基準が今度の改定で4人世帯子供2人世帯のところで七千何ぼの差が出るんです。七千何ぼ低くなります、1カ月で。だから就学援助の対象も減ることになるんでね、これは調整は1.2が1.22とか1.21とかにかえなくてはおかしいと思うんですけど、どうなのかね。

それから、最後もう一点、国に働きかけるという点では、何か注視してまいりたいと。私らも県で同じ交渉しているんですけど、県は全部国に向けて働きかけるという回答をするんですよ。

市長、私の指摘した引き下げの撤回やあるいは級地の引き上げ、あるいは生活保護の改悪について国に働きかける用意はありませんか。

以上です。

○議長（河野正春君） 地域活力創造課長、藤重深雪君。

簡単でいいですよ。

○地域活力創造課長（藤重深雪君） 大石議員の再質疑にお答えをいたします。

香々地地域を中心として実施いたしました「国東半島アートプロジェクト2012」の春期事業は、オノ・ヨーコ氏やチェ・ジョンファ氏の作品設置事業、一般公募写真展、連続トーク石川直樹写真展などを、3,517万5,000円で、NPO法人BEPUPROJECTに委託して実施いたしております。

石川直樹写真展開催につきましては、その委託の中で実施いたしておりますので、その写真展開催のみにかかる経費の決算につきましては、依頼元からは示されておられません。

しかしながら都市部で開催された石川直樹ご本人の写真展やトークイベント、テレビなどで国東半島アートプロジェクトに触れていただいておりますので、写真展の成功はもとより石川直樹氏による本芸術祭の情報発信もいただいていると思っております。

石川直樹写真展の入場者でございますが、会期中2,644名とお聞きいたしております。

全体の動員数でございますが、2月9日から3月17日の37日間で9,202名と聞いております。

しかしながら、これは長崎鼻のオノ・ヨーコ氏やチェ・ジョンファ氏の作品を設置しました香々地プロジェクトは、3月7日からのオープンで会期中9日間でもございますが3,000人に近い方に観賞をいただいております。

市民への周知でございますが、春期事業につきましても、全戸にチラシ等配布して周知させていただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長（安田祐一君） 大石議員の再質問にお答えします。

先ほどもご答弁申し上げましたように、勤労青少年ホーム事業として、若者が集えるような教養講座等の拡充に向けた取り組みを行ったところでございますけれども、なかなか思うような状況に至っておりません。

今後につきましてもこれまでと同様に、施設全体的な利活用の中で、幅広い年齢層の活用を積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

平成26年度以降の就学援助の取り扱いにつきまし

ては、今年度の実績に基づいて協議検討を行っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、第57号議案から第61号議案までについては、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（河野正春君） 日程第2、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

「第62号議案、平成24年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について」及び「第63号議案、平成24年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、議会選出による監査委員を除く19人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、「第62号議案、平成24年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について」及び「第63号議案、平成24年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、議会選出による監査委員を除く19人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、本日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開きますので、正副委員長長の互選を行い、その結果の報告を願います。

○議長（河野正春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時6分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

9月10日

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 河野徳久

〃 土谷力